

選挙公報掲載申請に関する留意事項

小林市長選挙

(令和8年4月19日執行)

小林市選挙管理委員会

1. 申請に必要なもの

- (1) 選挙公報掲載申請書 1通
- (2) 選挙公報掲載文原稿用紙 2通
- (3) 写真(手札サイズ[横 89mm×縦 127mm] 白黒) 2枚

2. 申請書等の提出期限

3月30日(月曜)の立候補届出の予備審査時に小林市選挙管理委員会事務局(以下、「市選管」)へご提出ください。

※これは、告示日(4月12日)の本申請において、修正に伴う再提出がなくスムーズな掲載申請手続が行われるよう、事前に審査等を行うものです。

3. 印刷方法

提出いただいた選挙公報掲載文原稿用紙を、そのまま「写真製版」により黒色で印刷します。

4. 掲載文の作成方法

掲載文は、選挙公報掲載文原稿用紙の青線の範囲内に白紙に記載したものを貼り付けるか、または直接原稿用紙に記入して作成ください。

いずれの場合も、原稿用紙の一番外側の青線から外にはみ出しますとその部分が印刷されませんのでご注意ください。

(1) 文字の制限等

文字の色は「黒色の色素」により、色の濃淡なく記載してください。通常使用する漢字、片仮名、平仮名、アラビア数字、アルファベット文字、記号、符号、図面を用いて記載することができます。

文字数について制限はありませんが、あまりに小さい文字で多くの内容を記載すると、印刷した場合に見えにくくなったり、不鮮明になったりする恐れがありますのでご注意ください。

(2) 図、イラストレーション等

図、イラストレーション等は、写真及び氏名欄を除く掲載文を記載することができる面積の概ね2分の1を超えて掲載することはできません。

また、文字と同様に黒一色で作成してください。(グレー等を使用された部分はイメージどおりに印刷されない可能性が高いです。)

政見等欄には、写真は使用できませんので、ご注意ください。

網掛けや写真素材は、印刷時に不鮮明になるおそれがあり、使用を勧めません。

(3) 政見等の記載内容

記載する内容は原則として自由ですが、他人や他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝等、いやしくも選挙公報としての品位を損なう記述はできませんのでご注意ください。

(4) 手書きの場合

鉛筆の使用はできません。また、ペン字、黒ベタの中の明朝などの細い文字は、印刷すると不鮮明になることがあります。ボールペンは印刷後に文字がかすれますので、「水性ペン」の使用をお勧めします。

また、原稿用紙の青色の部分は印刷されません。方眼の枠は、手書きをする場合に便利のように設けているものですので、この方眼にとられる必要はありません。(小さなマスに一文字記入しなさいということではありません。)

(5) 訂正方法

原稿用紙に貼った後、訂正する場合は、白紙に記載したものを切り取って訂正する箇所に貼り付けてください。

(6) 再交付

原稿用紙の再交付を受けたいときは、市選管へ申し出てください。

5. 氏名欄について

氏名等を白紙に記載したものを氏名欄の「青線」に合わせて貼り付けてください。

青線から外にはみ出さないようにご注意ください。

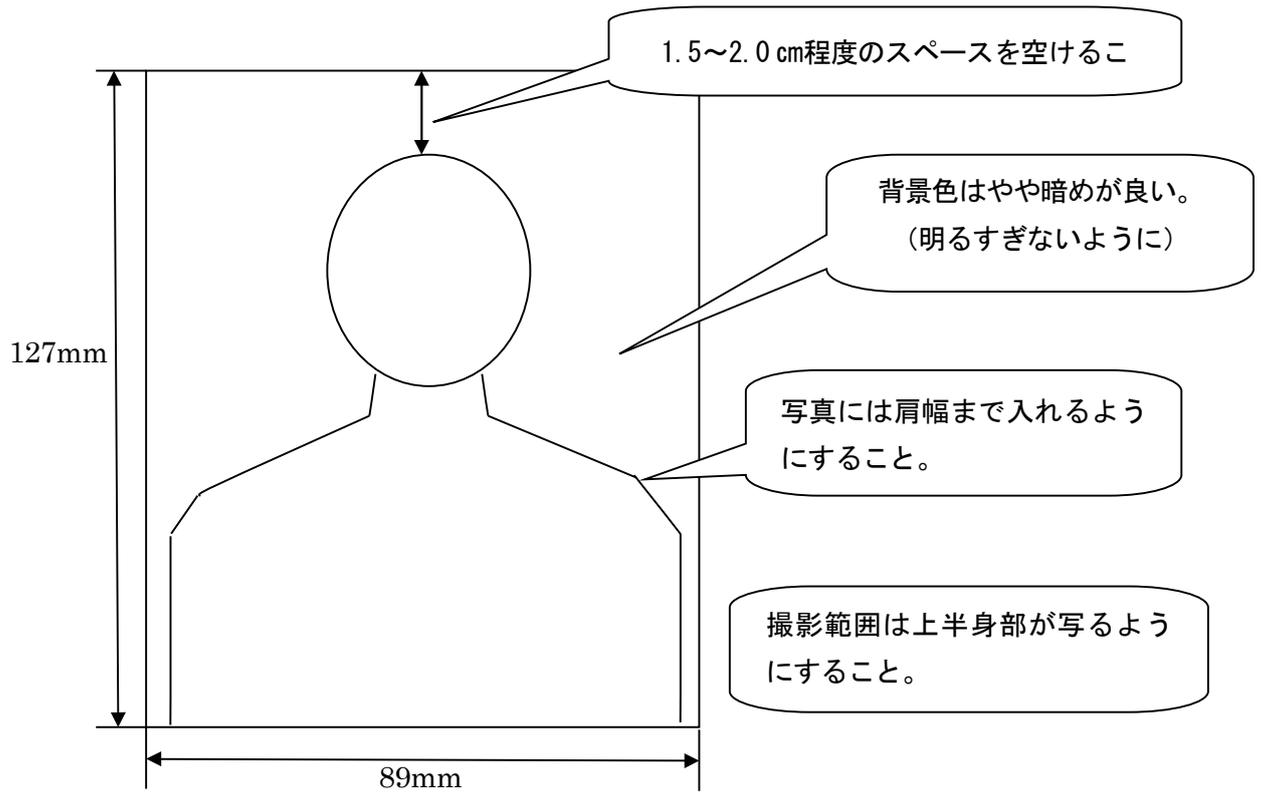
- (1) 氏名は「縦書き」で記載してください。
- (2) 候補者名は、選挙長が通称を認定した場合は、通称名を記載してください。(氏名の一部又は全部をひらがなで申請しようと考えている場合は、その申請予定のとおりに記載。)
- (2) 氏名のほか年齢、職業、住所、所属党派名等を記載できますが、政見はこの欄には記載しないでください。なお、略歴を記載できます。

6. 写真について

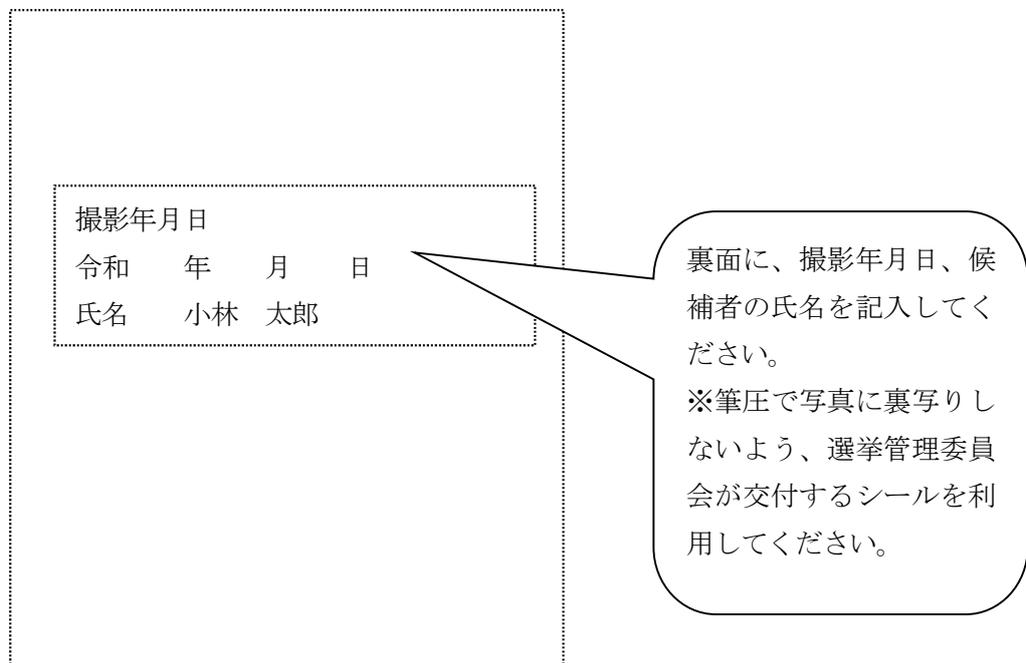
写真は、各候補者について顔の大きさができるだけ同じになるように製版しますので、原稿用紙に貼らずに、そのまま写真をご提出ください。

- (1) 写真は、選挙期日前3カ月以内に撮影した候補者自身の無帽、正面向き、上半身のものとします。
- (2) 写真の大きさは、原稿用紙の写真欄の大きさではなく、**手札サイズ**(横89mm×縦127mm)とします。(提出された写真を縮小して掲載します。)
- (3) 写真は『**白黒写真**』とします。カラー写真は、モノクロ変換するため同様の仕上がりは期待できません。なお、背景は無地とします。
- (4) インクジェット及びレーザープリンタで印刷した写真は、スキヤナの性能上再現出来ず印刷時に不鮮明になるおそれがありますので使用しないでください。
- (5) 文字が筆圧で表面に裏移りすることを防止するため、市選管が交付するシールに氏名、撮影年月日を必ず先に記載し、その後に、写真の裏面に貼り付けてください。

【表】



【裏】



7. その他

(1) 作成上の留意事項

- ・広い範囲で黒ベタ(K100%)は使用しないでください。裏移りのおそれがあります。
- ・画像解像度はグレイスケール 350dpi、二値は 1200dpi をお願いします。
- ・グレイスケールや二値(白黒)で作成し入稿してください。
- ・データで提出する場合は、文字はアウトライン化してください。
- ・「インクジェットプリンター」を使用した場合は、イラストレーションの濃淡等を忠実に表現することができず、印刷がつぶれてしまうことがあります。
- ・写真や掲載文をデータで提出する場合は、写真は jpeg 形式とし、原稿文は EPS もしくは PDF/X 1 a の形式としてください。

(2) 一度提出した申請書等を修正、撤回する場合は、「選挙公報掲載文等修正・撤回申請書」に必要となる書類等を添付して申請してください。

(3) 選挙公報の掲載順序は4月12日(日曜)の午後5時15分から市選管が行うくじにより決定します。この際、候補者又はその代理人は立ち会うことができます。

(4) 市選管に提出された「選挙公報掲載文原稿用紙」及び「写真」は返還いたしません。
(データについても同様)

(5) 事前審査を市選管において行いますが、その審査内容は、氏名欄の確認、写真の確認、原稿が枠内に収まっているか等、最小限の確認となります。掲載内容についての一切の責任は、誤字・脱字等を含め、候補者が負うこととなりますので、ご注意ください